



1.1 2011
臨時号

「にかほ市議会基本条例」(案)の制定に向けて 「政務調査費の交付に関する条例」(案)の制定に関する条例」(案)



にかほ市議会

議長 佐藤文昭

市議会では、約2年余りにわたり、議会活性化協議会及び議会運営委員会を中心に原案作成を行なながら、議員全員で議会の活性化を目的に議会改革についての協議を重ねてまいりました。

地域主権が進む中、議会は今

まで以上に議決理由や意思決定過程の透明性を求められるとともに、市民の意思を的確に把握するための新たな仕組みを必要としています。その一環として

会派制を導入するなど、市民との交流や懇談を積極的に進められるような仕組みづくりをしてまいりました。

いま制定に向けて取り組んでいる『にかほ市議会基本条例』は、市政の監視・調査機能の充実、政策形成・実現能力の向上

に努めるべき、私ども市議会の役割と責任を明文化するものです。

この度ようやく『にかほ市議会政務調査費の交付に関する条例』とあわせて二つの条例案がまとまりました。

今臨時号で、この二つの条例案の全文を紹介し、あわせて市民の皆様からのご意見をいただきながら、さらに充実した条例に仕上げてまいりたいと考えています。

是非とも市民の皆様のきتانのないご意見をお寄せいただきたいと思います。

また、市内8会場で直接対話形式による市民説明会も予定していますので、多くの市民の皆様のご参加をお待ちしています。

【主な内容】

- ◆ 条例案策定までの経過 2
- ◆ にかほ市議会基本条例(案) 解説付 3~6
- ◆ にかほ市政務調査費の交付に関する条例(案) 7~8

にかほ市ホームページにも掲載しています

議会基本条例(案)ができるまでの主な経過 政務調査費の交付に関する条例(案)

略語の説明：(議運) …議会運営委員会／(活協) …議会活性化等協議会

H20. 9.24	議会活性化等協議会を設置	H22. 3.11	全員協議会で、政務調査費について月額2万円(案)を提示
H20.11. 6	会派制・政務調査費等と市民との交流会についての検討を開始(活協)	H22. 3.18	政務調査費について月額2万円(案)を年額15万円(案)とする。(議運)
H20.12. 2	議会活性化のための会派制導入の検討	H22. 3.19	全員協議会で、政務調査費を年額15万円(案)にし、議会基本条例と同時期に提案することを確認
H21. 1. 9	会派制を導入することを全員協議会に提案することとする。(活協)	H22. 6.23	議運で、議会基本条例素案作り開始
H21. 1.15	全員協議会で議会活性化委員会の中間報告をする。(会派制導入を了承)	H22. 7. 2	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
H21. 1.27	議会基本条例制定の必要性及び市民との交流について検討(活協)	H22. 7. 7	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
H21. 2.12	会派制導入の細部検討(活協)	H22. 7.15	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
H21. 2.16	議会における会派に関する申し合わせ(案)を作成(活協)	H22. 7.26	全員協議会で政務調査費年額12万円(案)とする。 議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
H21. 2.19	議会における会派に関する申し合わせ(案)を議会運営委員会に答申・承認(活協)	H22. 7.30	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
H21. 3. 4	議会基本条例制定に向け協議(活協)	H22. 8. 6	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
H21. 3. 5	全員協議会で、平成21年4月1日より会派制を導入することを決定。また、議会基本条例制定の検討を確認	H22. 8.17	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
H21. 3.13	全員協議会で、議会活性化等協議会の任期延長(平成21年9月30日まで)を決定	H22. 8.26	議会基本条例・政務調査費条例について、案を議長に答申(議運)
H21. 4.30	市民との交流会の持ち方・議会基本条例について(活協)	H22. 9. 2	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
H21. 5.23	議員立法セミナー参加 23日・24日仙台市にて(活協)	H22. 9.22	議会基本条例の市民への周知方法を検討(議運)
H21. 6.30	議会基本条例の素案作成作業部会設置(活協)	H22.10.19	市当局から意見聴取
H21. 8. 4	議会基本条例策定方針及び計画立案(活協)	H22.10.25	議会基本条例・政務調査費条例について協議(議運)
H21. 9.18	本会議において、議会活性化等協議会の任期再延長を決定(平成22年3月31日まで)及び議会基本条例素案を全議員に提示	H22.10.26	議会基本条例・政務調査費条例について、市当局と話し合いをする。
H21.12.25	議会活性化等協議会の中間報告	H22.11. 5	当局との協議結果報告(議運)
H22. 2. 1	議会基本条例条文細部の検討(活協)	H22.11. 9	全員協議会で議会基本条例・政務調査費条例を検討
H22. 2. 5	全員協議会で、活性化等協議会の任期中に条例案骨子を完成させることを決定	H22.11.11	議会基本条例(案)に係わるパブリックコメントについて協議(議運)
H22. 2.17	政務調査費を月額2万円(案)とする。(議運)	H22.11.18	全員協議会で議会基本条例・政務調査費条例を検討
H22. 3. 5	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)	H22.11.25	全員協議会で今後の進め方を協議
		H22.12. 2	議会基本条例・政務調査費条例を検討(議運)
		H22.12. 9	全員協議会で、2条例案の市民説明会開催とパブリックコメントの募集を決定

にかほ市議会基本条例(案)

注) ■部分は解説

目次
前文

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則 (第3条～第8条)

第3章 市民と議会の関係 (第9条)

第4章 議会と行政の関係 (第10条～第14条)

第5章 自由討議の保障及び拡大 (第15条)

第6章 委員会の活動 (第16条)

第7章 政務調査費 (第17条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備 (第18条～第22条)

第9章 議員の使命 (第23条)

第10章 条例の検証及び見直し手続 (第24条)

附則

前文

にかほ市議会は、市における最高の意思決定機関として、にかほ市自治基本条例に規定する、議会及び議員の使命に基づき、市民の負託にこたえる責務を有しています。

新しい地方主体の時代を迎え、議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が求められています。そして、積極的な情報公開を行い、市民に開かれた議会を実現しなければなりません。

ここに、にかほ市議会は、議員間で自由かつたつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に努めることとし、にかほ市議会基本条例を定めます。

◇本条例の趣旨、必要性を明らかにしたものです。

第1章 総則

(目的)

(4) この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における基本的事項を定める

(5) ことにより、市民の負託に的確にこたえ、にかほ市議会規則 (平成17年にかほ市議会規則) という。(6) にかほ市議会委員会条例 (平成17年にかほ市条例第195号。以下「委員会条例」という。) 及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

議会運営の基本的事項を明文化し、本条例を制定する目的を明らかにしたものです。

◇議会運営に関する条例・規則等を制定する

旨に反した議会運営に関する条例・規則等は制定してはならない。

議会運営に関する条例・規則等を規定する

際の本条例の位置づけを規定しています。

(他の条例等との関係)

第2条 前条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例・規則等は制定してはならない。

議会運営に関する条例・規則等を規定する

際の本条例の位置づけを規定しています。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

(1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性

を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 市民を代表する議事機関であること

を常に自覚し、市長及び執行機関の職員 (以下「市長等」という。) の

(3) 市政運営状況を監視すること。

(3) 市民の多様な意見を的確に把握すること。

◇市民の代表として、市政の課題、市民の意

ことに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。

(5) にかほ市議会規則 (平成17年にかほ市議会規則) という。(6) にかほ市議会委員会条例 (平成17年にかほ市条例第195号。以下「委員会条例」という。) 及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

議会運営の基本的事項を明文化し、本条例を制定する目的を明らかにしたものです。

◇議会運営に関する条例・規則等を制定する

旨に反した議会運営に関する条例・規則等は制定してはならない。

議会運営に関する条例・規則等を規定する

際の本条例の位置づけを規定しています。

(他の条例等との関係)

第2条 前条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例・規則等は制定してはならない。

議会運営に関する条例・規則等を規定する

際の本条例の位置づけを規定しています。

議会運営の基本的事項を明文化し、本条例を制定する目的を明らかにしたものです。

◇議会運営に関する条例・規則等を制定する

旨に反した議会運営に関する条例・規則等は制定してはならない。

議会運営に関する条例・規則等を規定する

際の本条例の位置づけを規定しています。

(他の条例等との関係)

第2条 前条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例・規則等は制定してはならない。

議会運営に関する条例・規則等を規定する

際の本条例の位置づけを規定しています。

議会運営の基本的事項を明文化し、本条例を制定する目的を明らかにしたものです。

◇議会運営に関する条例・規則等を制定する

旨に反した議会運営に関する条例・規則等は制定してはならない。

議会運営に関する条例・規則等を規定する

際の本条例の位置づけを規定しています。

(他の条例等との関係)

第2条 前条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例・規則等は制定してはならない。

議会運営に関する条例・規則等を規定する

際の本条例の位置づけを規定しています。

議会運営の基本的事項を明文化し、本条例を制定する目的を明らかにしたものです。

見等の把握に努め、市民全体の福祉向上を目指すことを規定しています。また、自己研鑽を行い議員間の自由な討議の推進と、積極的な条例提案に努めることを規定しています。

(会派)

第5条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行いうための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができます。

3 会派は、市民との意見交換の場を設けることができる。

◇会派の結成根拠と会議において意見表明できることを規定しています。また、その過程において市民との意見交換についても規定しています。

(会派代表者会議)

第6条 会派代表者会議について必要な事項は、にかほ市議会における「会派」に関する申し合わせで定めるものとする。

(全員協議会)

第7条 全員協議会について必要な事項は、にかほ市議会申し合わせで定めるものとする。

(議長の権限と役割)

第8条 議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

に定めるところによるものとし、その役割については、会議規則で定めるものとする。

◇議長の権限は法に定められており、その役割は会議規則で明確にすることを規定しています。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第9条 議会は、議会活動に関して有する情報を市民に積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすよう努めることとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情等を市民による政策提案と位置づける。また、その審議において、請願者及び陳情者が議会で意見を述べることを希望した場合は、その意見を聞く機会を設けるものとする。

(適正な議会費の確立)

第11条 議会は、適正な議会の活動を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができます。

◇議会活動に関する情報を公開することによって透明性を高め、市民に対し会議における論点や争点の説明責任を果たすことを規定しています。また、市民との意見交換の場を多様に設けることや市民による政策提案である請願・陳情の提出者が意見を述べる機会を設けて、市民の意見や関心を把握し、議員の政策立案能力の強化と政策提案の拡大に努めていくことを規定しています。

第4章 議会と行政の関係

第10条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。

3 会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対し反問することができます。

◇議会審議における議員と市長等は緊張関係を保持することを規定しています。また、会議においては一般質問での一問一答方式の活用や市長等から議員への反問権を付与し、質疑応答の論点や争点を明確にしていくことを規定しています。

(法第96条第2項の議決事件)

第12条 法第96条第2項の規定により、基本構想に基づく基本計画を、議会で議決すべ

き事件とする。

◇法第96条第1項で議決事項を規定していませんが、第2項では第1項に定めるものを除く他、必要と認められるものを条例で議決事項に追加できることを規定しています。

(市長による政策形成過程の説明)

第13条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」とする)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の内容を充実するため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の資料を提示し説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

◇政策等の透明性の確保と論点の明確化により政策水準が高まる議論が行われるように、市長は6項目の情報を提供することを規定しています。

(予算及び決算における説明)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

◇予算・決算の説明においてわかりやすい説明を求めるなどを規定しています。

第5章 自由討議の保障及び拡大

(自由討議の保障及び拡大)

第15条 議会は、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。
2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

◇議会は言論の府であることから、議員相互間の自由討議を中心とした運営を進めて多様な意見を出し合いながら合意形成を行い、議員が積極的な政策提案に努めることを規定しています。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第16条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。
2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
4 委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。

◇委員会の専門性と特性を生かした運営のた

め、多様な意見を聴くために必要に応じて参考人制度や公聴会制度を用たり、市民に分かりやすい議論を行うことを規定しています。

第7章 政務調査費

(政務調査費の執行及び公開)

第17条 政務調査費は、政策立案のための諸活動、調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、にかほ市議会政務調査費の交付に関する条例を定め、適正に執行しなければならない。

2 会派及び議員は、政務調査費の収支報告書及び会計簿を、公表しなければならない。

◇現在は政務調査費に関する条例は制定されていませんが、政務調査費を導入する場合については適正な執行と公正性、透明性を確保することを規定しています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならぬ。

う努めるものとする。

◇議員の政策形成等の能力向上のため、研修の充実強化を図ることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。
◇議会の各機能を補助する議会事務局の体制整備について規定しています。

開催日時	開催場所
1月11日(火)	・上郷生活改善センター
	・小出老人憩いの家 けやき
1月12日(水)	・総合福祉交流センター スマイル(ひばり・やまどり)
	・象潟公民館(第1・第2研修室)
1月13日(木)	・上浜構造改善センター(研修室)
	・院内集落会館
1月14日(金)	・金浦コミュニティセンター(集会室)
	・釜ヶ台地区老人憩いの家 はんの木

(注1) 開始時間は全ての会場とも午後6時からです。

(注2) 全ての会場とも参加自由です。

(注3) ご参加の際は、資料として議会だより(臨時号)をご持参ください。

(議会図書室の充実)

第20条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の市民による利用を推進しなければならない。

◇法第100条第18項議会図書室の設置による公文書の保管の他、議員の政策立案能力の向上のため図書の充実を図ることを規定しています。

(議会広報の充実)

第21条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

◇第3章において積極的な情報の公表、説明責任及び透明性の確保を規定していますが、議会や市政に対する市民の関心を高めるために多様な情報手段の活用と体制整備を行い、議会広報活動の充実強化に努めていくことを規定しています。

(専門的知見の活用)

第22条 議会は、市における重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができます。

(議員の使命)

第23条 議員は、市民の代表として、責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるような行為を排除し、政治倫理の確立に努めなければならない。

(条例の検証及び見直し手続き)

第24条 議長は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じて適時結果を市民に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

◇条例の目的に対する検証とその結果の公表について、また、必要に応じて適切な対応措置を講じることを規定しています。

の調査検討のため積極的な活用を図ることを規定しています。

(第9章 議員の使命)

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

政務調査費の交付に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、にかほ市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務調査費は、にかほ市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び会派に属しない議員（以下「議員」という。）に対して交付する。

（交付の方法）

第3条 政務調査費は、会派及び議員の申請に基づき当該年度額として120,000円を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分に、1月につき10,000円を乗じて交付する。

2 政務調査費は、交付の要件を満たすこととなつた月の○○日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合は、その前日とする。

（会派に対する政務調査費）

第4条 会派に対する政務調査費は、当該会派の所属議員の数に当該年度額を乗じて得た額を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会

派に對しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が各月1日（以下「基準日」という。）に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務調査費は、交付しない。

4 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、当該上回る額を返還しなければならない。

（使途基準）

第6条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従つて使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出及び公表）

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、別記様式により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書等写しの証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。また、議長はこれを市民に公表するものとする。

る。

2 基準日において議員の会派への入会、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなつたときは、当月分の政務調査費は、交付しない。

3 政務調査費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなつたときは、議員でなくなつた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日まで

（議員に対する政務調査費）

第5条 年度の途中において新たに議員となつた者に對しては、議員となつた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付す

る。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日まで

政務調査費 年額12万円の積算について

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。また、規則第5条に定める使途基準の具体的運用は、別に定める「政務調査費使途基準のガイドライン」によります。

ここで想定される政務活動経費は、4人で構成される会派をモデルに、項目別に費用を積み上げたものです。

No.	項目別経費	摘要	小計
1	研究研修費	研究会等会場使用料(@500×100人)	50,000
		講師への謝金、送迎タクシー代等	60,000
		セミナー等への出席者負担金(@10,000×2回×4人)	80,000
2	調査旅費	交通費・宿泊費(@30,000×2日×4人)	240,000
3	資料作成費	資料作成に伴う印刷製本費(案内状等を含む)	10,000
4	資料購入費	書籍・新聞・CD・DVD等	
5	広報費	会報発行に係る印刷製本費(@5×2,000部×2回)	20,000
		議会報告会の会場借上料(@2,000×1回)	2,000
6	広聴費	意見交換会の会場借上料(@2,000×3回)	6,000
		意見交換会の資料作成費(@5,000×3回)	15,000
7	人件費	研修会受付者等のアルバイト代	
8	事務所費	事務所の借上料	
9	その他の経費	ガソリン代	15,000
		合 計	498,000
		一人当たりの年間会派活動費(見積) 498,000円 ÷ 4人	124,500

に提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が、議員でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の經理責任者であつた者は、解散の日又は議員でなくなつた日から20日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第9条 政務調査費の交付を受けた会派又は議員が、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還しなければならない。

第10条 (収支報告書の保存及び閲覧)

議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

次に掲げる者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人

又は法人

3 前項に規定するもののほか、閲覧に関し必要な事項は、にかほ市情報公開条例(平成17年にかほ市条例第10号)の例による。

第11条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

パブリックコメント

市民の皆様の御意見を募集します

◆意見の募集期間

平成23年1月1日～平成23年1月31日まで

◆意見の提出方法

当市議会により差し込んだ『「にかほ市議会基本条例」「政務調査費の交付に関する条例」の素案に対する意見提出用紙』に、必要事項(住所・氏名・年齢・電話番号等)を明記の上、下記のいずれかの方法で提出下さい。

- ①象潟・仁賀保・金浦市民サービスセンターにご持参ください。
- ②郵送・FAX・電子メールで議会事務局にご提出下さい。

◆個人情報の取り扱い

住所・氏名等の個人情報については、利用目的以外の利用や、第三者への提供はしません。また、お寄せいただいた御意見等の公表の際に、これら個人情報は一切公表いたしません。

◆その他

お寄せいただいた御意見は、条例制定に当り十分検討させて頂き、取りまとめた上で公表いたします。なお電話での御意見はお受けしません。また、個別の回答も致しませんのでご了承ください。

◆送付先

〒018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
メール gikai@city.nikaho.lg.jp

市民説明会開催のお知らせ

市議会では、「にかほ市議会基本条例（案）」及び「にかほ市政調査費の交付に関する条例（案）」の制定に向けた市民説明会を開催いたします。

皆様のご意見をお聞きし、より一層の内容充実に努めてまいりたいと考えております。多数の市民の皆様のご参加を心よりお待ち申し上げます。

開催日時	開催場所
1月11日(火)	・上郷生活改善センター
	・小出老人憩いの家 けやき
1月12日(水)	・総合福祉交流センター スマイル(ひばり・やまどり)
	・象潟公民館（第1・第2研修室）
1月13日(木)	・上浜構造改善センター（研修室）
	・院内集落会館
1月14日(金)	・金浦コミュニティセンター（集会室）
	・釜ヶ台地区老人憩いの家 はんの木

(注1) 開始時間は全ての会場とも午後6時からです。

(注2) 全ての会場とも参加自由です。

(注3) ご参加の際は、資料として議会だより（臨時号）をご持参ください。

パブリックコメント

市民の皆様の御意見を募集します

◆意見の募集期間

平成23年1月1日～平成23年1月31日まで

◆意見の提出方法

当市議会だよりに差し込んだ『「にかほ市議会基本条例」「政務調査費の交付に関する条例」の素案に対する意見提出用紙』に、必要事項（住所・氏名・年齢・電話番号等）を明記の上、下記のいずれかの方法で提出下さい。

- ① 象潟・仁賀保・金浦市民サービスセンターにご持参ください。
- ② 郵送 FAX・電子メールで議会事務局にご提出下さい。

◆個人情報の取り扱い

住所・氏名等の個人情報については、利用目的以外の利用や、第三者への提供はしません。また、お寄せいただいた御意見等の公表の際に、これら個人情報は一切公表いたしません。

◆その他

お寄せいただいた御意見は、条例制定に当たり十分検討させて頂き、取りまとめた上で公表いたします。電話での御意見はお受けしません。また、個別の回答も致しませんのでご了承ください。

◆送付先

〒018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 にかほ市議会事務局
FAX 43-7513 メール gikai@city.nikaho.lg.jp

「にかほ市議会基本条例」「政務調査費の交付に関する条例」の
素案に対する意見提出用紙
(郵送・FAX用)

募集締切:平成23年1月31日(月) ※所定の欄にすべてご記入ください

住 所			
ふりがな 氏 名		年 齢	才
連絡先	(電話番号 or メールアドレス)		
該当箇所	議会基本条例→ <u>議会</u> ・政務調査費の交付に関する条例→ <u>政務</u> (該当する条例に○をつけてください)		
	① 条例の箇所 (議会・政務)	第_____条	第_____項)
	② 条例の箇所 (議会・政務)	第_____条	第_____項)
	③ 条例の箇所 (議会・政務)	第_____条	第_____項)
	④ 条例の箇所 (議会・政務)	第_____条	第_____項)
	⑤ 条例の箇所 (議会・政務)	第_____条	第_____項)

【ご意見等を記入してください】 ※ご意見については、1件ごと御記入ください。

<送付先>

〒018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 にかほ市議会事務局
FAX:43-7513 メール:gikai@city.nikaho.lg.jp